

二つの動態論に基づく財務諸表

町田 耕一

目次

- I 序説
- II シュマーレンバッハの動的貸借対照表
- III コジオールの収支的貸借対照表
- IV 結語

I 序説

21世紀の会計は、その実践に於いて、多に変化している。日本では特に国際会計の影響とされている。20世紀の会計は利益計算中心の動態論で、手続き的には取得原価基準を原則としていた。損益的動態論としてシュマーレンバッハの動態論が有名であった。この動態 (dynamische) という表現はシュマーレンバッハが彼以前の考えと区別する理論として自作の著書に“Dynamische Bilanz”, と名付けた。後生の学者のなかには動態論は取得原価基準であると考えていた人が少なからずいた。シュマーレンバッハは、企業 (会計実体) が外部から財を購入した時は、その購入金額が客観的であるとしていただけであった。資産取得後の貸借対照表をいかに評価するか、そして損益と関連して資産負債を評価しようとしたのが、彼の動的貸借対照評論である。取得原価基準を重んじていた時代でも、会計実践では、一時所有の有価証券を売却し、再購入することで、時価評価と同様に表示することができた。同様に、土地も時価に評価替えをすることができた。しかしながら、評価益を計上し、時価に評価替えするためのこの方法は手数料の現金流失を伴っていたことが問題であった。取得原価基準は日本のバブル経済崩壊以前は赤字経営会社を除いて、さほど大

きな問題を惹起しなかった。だが、バブル崩壊後の取得原価基準は財務諸表の信頼性を失うこととなった。ある資産の簿価が時価よりも高く評価されている状態は粉飾の状態にあるのである。

日本の会計基準で作成した財務諸表の英訳は世界から信頼性欠如の視線が注がれた。そして、このレジェンド問題を抱えて、米国会計基準や国際会計基準が、黒船到来のごとく、日本の会計にショックを与えている。経験重視の基準から概念的接近への転回と、それに伴う損益(費用収益)アプローチ、資産負債アプローチの生成である。しかしながら、会計理論の領野では、それら2つのアプローチはすでに既成概念である。この小論文は貸借対照論の損益アプローチとして、Ⅱ章でシュマーレンバッハ (Eugen Scshmalenbach) の動的貸借対照表を、資産負債アプローチとして、Ⅲ章でコジオール (E. Koziol) の収支的貸借対照表を再考し、今日的財務諸表の体系を概観する。

Ⅱ シュマーレンバッハの動的貸借対照表

シュマーレンバッハは貸借対照表の概念に、静的、動的、二元論があるとしている¹⁾。今日、倒産した会社が清算するとき、財産目録を作り資産を評価し、負債の債権者を確定し、資本金の額を算定するが、これが静的貸借対照表である。動的貸借対照表は誘導法と呼ばれる手続きをとり、交換取引と損益取引を根拠に貸借対照表を作成した。シュマーレンバッハは「ここでは状態を認識するのは問題でなく、多くのかかる瞬間と瞬間との間の運動の認識が問題である。…即ち一方に給付及び他方に力の消耗即ち費用の作用である。」²⁾と。給付とは企業が生産した財・サービスを消費者に提供することであり、この給付により収益が発生し、その対価として資産が増加する。シュマーレンバッハは資産の属性を力の貯蔵として捉えて、費用はこの貯蔵としての資産の減少として捉えるのである。この動的貸借対照表も一時点という静的特性をもっている。損益計算をして、次の計算期間へつなぐためには、一時点の貸借対照表が不可欠である。また、彼の継続性の原則は貸借対照表を利用して、評価金額を次期

から翌次期へと引き継いで行くとしている。

二元的貸借対照表について、シュマーレンバッハは「貸借対照表の原則が静的並びに動的要求によって決定されるときに存在する。例えば或人は一方に損益計算に特有の経過勘定を用い、同時に設備に於いては時価を用いる時、そのひとの貸借対照表は二元的なものとなる。」³⁾としている。

今日にいたっても、静的な財産の時価評価は一義的に決定するのは困難性がある。もし、すべての資産に対して時価貸借対照表を作成しても、企業評価の参考にはなるが、果たして財務諸表の貸借対照表となるであろうか。また、解散を予定する時価貸借対照表と継続企業を予定する時価貸借対照表は評価が異なっている。二元的貸借対照表としての有機的貸借対照表は資本が損益と資産評価から決定される。シュマーレンバッハは静的、二元的な貸借対照表は非科学的なものとして、動的貸借対照表論を科学的であるとして展開している。有機的貸借対照表が資産評価をして、資産の増額と資本に評価益を表示することは科学的でないものであり、評価損益も損益計算書にて評価するのが科学的なのである。

会計の目的は意思決定者が価値判断をするために、財務諸表を提供することであり、客観性が要請されている。客観的に正しいとされる利益は、シュマーレンバッハが指摘した次の式で表現された全体利益である。全体収入と全体支

$$\text{全体収入} - \text{全体支出} = \text{全体利益}$$

出は、1企業の開始から清算するまでの金額である。今日の会計は継続企業を公準としているので、この計算は不可能である。シュマーレンバッハは各期間利益の合計を全体利益と一致させることを原則としている。これを一致の原則と称している。

シュマーレンバッハの貸借対照表は貨幣循環で未解決なものが表示されるとしている。そして、貸借対照表は損益計算との関係で金額評価される。貸借対照表の評価金額は次期へ必ず引き継がなければならない。彼はこのことを継続の原則と称している。日本の企業原則にあった継続性の原則は、彼の比較可能性の原則と似ている。比較可能性は相対的な正しさの追求で、毎期同じ評価手

図表1 シュマーレンバッハの貸借対照表 (第5版)

貸 借 対 照 表	
積 極	消 極
1. 支出にして未だ費用とならざるもの	6. 費用にして未だ支出とならざるもの
2. 給付にして未だ収入とならざるもの	7. 収入にして未だ給付とならざるもの
3. 支出にして未だ収入とならざるもの	8. 収入にして未だ支出とならざるもの
4. 給付にして未だ消費とならざるもの	9. 費用にして未だ給付とならざるもの
5. 貨幣	

出所) シュマーレンバッハ著,土岐政蔵訳『改訂・動的貸借対照評論』森山書店、昭和16年、156-157頁。

図表2 シュマーレンバッハの貸借対照表 (第12版)

貸 借 対 照 表	
借 方	貸 方
1. 支払手段	1. 資本金
2. 支出にして未だ費用となっていないもの	2. 費用にして未だ支出となっていないもの
3. 支出にして未だ収入となっていないもの	3. 収入にして未だ支出となっていないもの
4. 収益にして未だ費用となっていないもの	4. 費用にして未だ収益となっていないもの
5. 収益にして未だ収入となっていないもの	5. 収入にして未だ収益となっていないもの

出所) シュマーレンバッハ著,土岐政蔵訳『12判・動的貸借対照評論』森山書店、昭和46年、52頁。

続きをすることを要請している。

図表1はシュマーレンバッハの示した貸借対照表である。借方の〔1. 支出にして未だ費用とならざるもの〕には、機械や設備などの取得である。これらは減価償却計算に従って以後の期間に費用となる。また、前払いの保険料や家賃なども該当する。〔2. 給付にして未だ収入とならざるもの〕について、彼は「自家製の設備で使用後売却し得るもの、製品給付に由来する債権」⁴⁾をあげている。給付は価値移転であり、内部給付と外部給付とがあり、内部給付で資産計上し、やがて外部給付して、債権の資産に交換する。これは収入を予定しているが、これは未だ収入となっていない。〔3. 支出にして未だ収入となっていない〕の代表は小売業の棚卸商品である。〔4. 給付にして未だ消費とならざるもの〕として、彼は「自家製の設備で減価するもの、自家用半製品」⁵⁾などを例示している。自社で価値増加した資産を消費という価値減少を伴って

営業活動へ役立てるものである。シュマーレンバッハの資産を俯瞰すれば、将来において費用となるか、将来において収入になるかである。資産の費用可能性はキャッシングの用役学説と符合するものである。資産の本質は会社の事業に役立つか、将来の収入を保証しているものである。

負債の〔6. 費用にして未だ支出とならざるもの〕について、彼は「買入代金の未払分、修繕と手入れの未済分」⁶⁾などをあげている。〔7. 収入にして未だ給付とならざるもの〕については、「得意先からの前受代金、その他将来の給付に対する前受金」⁷⁾をあげている。〔8. 収入にして未だ支出とならざるもの〕には「借入金、受入れたる資本金」⁸⁾をあげている。〔9. 費用にして未だ給付とならざるもの〕には「未着手の修繕に対する将来の給付」⁹⁾をあげている。貸方は「企業の後給付を表す。この項目は未済の給付でいずれ給付か支払をなさねばならぬものか、あるいは未だ償われない費用である」¹⁰⁾としている。負債は将来において給付義務があるか、金銭の支払い義務のある債務がその本質である。

シュマーレンバッハは後の12版では、貸借対照表成果計算の構造の章で、図表2のように、変更した。第5版では、経営価値計算としての原価会計で用いられている給付概念を用いていた。特に財務会計の費用と収益は収入と支出に関係している。損益計算は内部に於いては原価会計としての給付原価対応計算をしている。財務会計としての費用は非原価項目のものが発生する。財務会計は費用・収益と収入・支出概念を用いる。第12版では〔1. 支払手段〕〔2. 資本金〕は与えられているとしてしまった。第12版の注に「私は以前の版において、未解決の取引に適用される次の説明が、これに属しない諸項目にも及ぶこと、特に借方の金額に及ぶと言ったがこれは誤りであった」¹¹⁾と彼は記した。現金にはキャッシュ概念独自の収支運動があり、これは次章で扱う。

会計が前提としている継続企業の公準により、会計は期間の損益計算をし、この計算には貸借対照表が不可欠で、費用と収益、収入と支出は図表3のような関係がある¹²⁾。

シュマーレンバッハの成果計算は複数の会計期間にわたる会社の期間利益を

図表3 取引の損益と貸借対照表への作用

計算される諸場合	貸借対照表	損益勘定
1. 今期の費用、後期の支出	貸方に現れる	借方項目
2. 今期の費用、前期の支出	借方から消える	借方項目
3. 今期の支出、後期の費用	借方に現れる	—
4. 今期の支出、前期の費用	貸方から消える	—
5. 今期の収益、後期の収入	借方に現れる	貸方項目
6. 今期の収益、前期の収入	貸方から消える	貸方項目
7. 今期の収入、後期の収益	貸方に現れる	—
8. 今期の収入、前期の収益	借方から消える	—
9. 今期の支出、後期の収入	借方に現れる	—
10. 今期の支出、前期の収入	貸方から消える	—
11. 今期の収入、後期の支出	貸方に現れる	—
12. 今期の収入、前期の支出	借方から消える	—
13. 今期の費用、後期の収益	貸方に現れる	借方項目
14. 今期の費用、前期の収益	借方から消える	借方項目
15. 今期の収益、後期の費用	借方に現れる	貸方項目
16. 今期の収益、前期の費用	貸方から消える	貸方項目

出所) シュマーレンバッハ著、土岐政蔵訳『12版・動的貸借対照表』森山書店、54頁。

通じての、貸借対照表の評価理論である。本稿では、〔2. 今期の費用、前期の支出〕である有形固定資産の評価計算と〔1. 今期の費用、後期の支出〕である負債の引当金を取り上げる。

a 有形設備財の貸借対照表上の表示

機械設備を購入した取引では、図表3の3の項目に該当し、貸借対照表の借方、固定資産の部に計上され、損益計算には現れない。この固定資産を保持していると、取得以降の各決算期末には価値変化を生じて、評価手続きをしなければならない。一般的には減価すると言われているが、シュマーレンバッハは次のカテゴリーを措定している¹³⁾。

増加 Zugang 減少 Abgang
 増価 Zuachreibung 減価 Abschreibung

彼は物そのものの増加は考えなくても良いとしているが、果樹園業の立木には増加するものがあるかもしれない。設備財の増加は工場に設置され稼働できるまでにするための搬送、設定、調整などの付帯的費用である。これらの諸費

は機械設備に含まれる。設備財の減少は機械が壊れて利用できなくなったとき、または売却したときである。この時には設備財は帳簿から消える。設備財の増価は、この機械設備は今設置すれば2倍の資金を必要とすると言ったときである。彼は「もしそれが損益計算において臨時収益として明確に表示されるならば正規の貸借対照表作成の原則自体と調和しないのである。なんとすれば臨時の収益は収益でなければならぬので、増価は収益でないからである」¹⁴⁾として、増価は帳簿価額を引き上げない。

設備財の主要なテーマは減価である。設備財は経年により、機械部分の消耗・減耗により、減価する。技術革新により古い設備の価値がさがる。設備財の調達価額を評価する方法は減価償却計算として知られている。減価計算の要素は調達価格、残存価額及び減価されるべき金額である。シュマーレンバッハは減価要因について、次の事項を詳細に論じ、これらが耐用年数に影響するとしている¹⁵⁾。

1. 減耗
2. 自然の損耗
3. 損傷
4. 発明、流行の変化、及びその他の影響による陳腐化
5. 利用の減退あるいは変更
6. 権利の経過
7. 減価の諸要因の混合

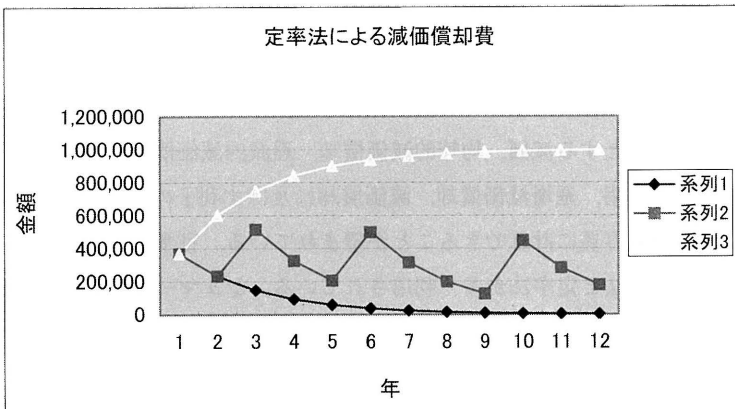
さらに、彼は減価償却過程として減価償却計算を詳細に論じている。それらは利用度を標準とする減価、均等的減価償却、逡減的減価償却、逡減減価に及ぼす修繕費の作用、逡増減価償却、減価償却に及ぼす利子の作用である¹⁶⁾。計算実務は誰でも容易に計算できることが望まれている。日本では、減価償却の方法として定額法と定率法が多く利用されている。シュマーレンバッハは定率法に耐用年数の見積もり違いを補正する作用を認めている。設備を構成する個別の耐用年数の違いのあるものをグループ化し、社会的に決めた償却率で、グループ償却をするのが、実務的に望まれている。減価償却計算は推計計算であ

る。設備財の評価は次期以降の成果計算の期間比較を阻害しないように計算するのが実際的である。貸借対照表の評価数値を次期へ引き渡している限り、今期に減価償却を多めにすれば、次期以降は少なめにせざるを得ないのである。図表4は定率法による減価計算モデルである。このモデルはある設備を1年目、3年目、6年目、10年目と設備を増やしたものである。減価償却費は耐用年数5年の定率を、仮に設定している。図表4のモデルを図表5で、グラフ表示している。その数値モデルは図表5の系列2で表示されている。図表5の系列1は追加投資のない場合であり、系列3は每期同額を設備投資したモデルであ

図表4 設備財グループ償却モデル

年	期首帳簿価額	期中増減額	計算基礎額	当期減価償却費	期末帳簿価額
1		1,000,000	1,000,000	369,000	631,000
2	631,000		631,000	232,839	398,161
3	398,161	1,000,000	1,398,161	515,921	882,240
4	882,240		882,240	325,546	556,693
5	556,693		556,693	205,420	351,273
6	351,273	1,000,000	1,351,273	498,620	852,654
7	852,654		852,654	314,629	538,024
8	538,024		538,024	198,531	339,493
9	339,493		339,493	125,273	214,220
10	214,220	1,000,000	1,214,220	448,047	766,173
11	766,173		766,173	282,718	483,455
12	483,455		483,455	178,395	305,060

図表5 設備財グループ償却グラフ



る。定率法をもちいて計算すれば、毎年多額の設備投資をしている企業の設備投資の減価償却費は系列3のように平均投資額へ近似していくのである。自然災害による予想外の減価は成果計算思考の動的貸借対照表論でなく、次章の収支理論に基づく思考である。

b 引当金による価値修正

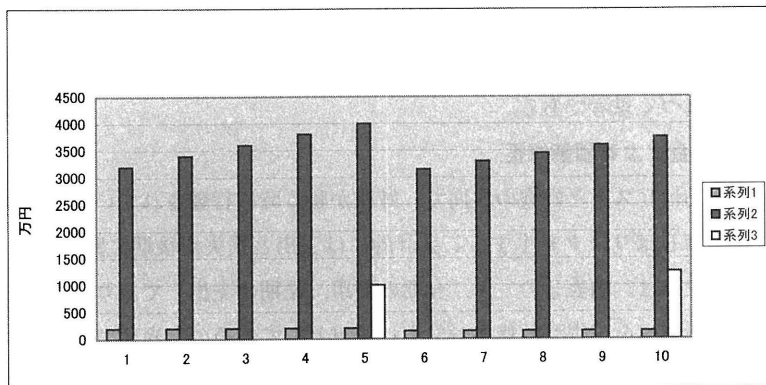
企業活動はリスクと好機の狭間で、好機が勝る時に行動されている。経営活動後にしばしばリスク発生する。会計的には支出と損失が後期に顕在化する。引当金の取引は、図表3の〔1. 今期の費用, 後期の支出〕であり、貸借対照表の貸方の引当金、損益計算書の借方の費用としてのその充当額である。また〔14. 今期の費用, 前期の収益〕であり、貸借対照表の借方が減少し、損益計算書の借方の費用として記入される。前者は負債性引当金であり、後者は資産性引当金としての貸倒引当金である。

シュマーレンバッハは経営活動に伴うリスクについて一般的危険と特殊な危険をあげている¹⁷⁾。前者は商品を運搬したり、売掛代金が回収できなくなったるもので、後者は台風や地震災害、鉱区の落盤事故など比較的金額の多く、災害により生産活動の停止、事故にたいする甚大な保証に遭遇する。これらは損益計算に影響を及ぼし、彼は滞貸引当金、設備維持のための引当金、年金引当金、訴訟引当金、引渡契約に対する引当金をあげている¹⁸⁾。

日本の会計実務でも、退職給付引当金勘定がみられる。図表6は、従業員1人あたり、年500,000円で4人の従業員が雇用され、每期退職金が発生し、退職時に支給され、退職発生時のモデルのグラフである。系列1は毎期の退職給付引当金充当額200万円で、6番目の年には1人減り、150万円となる。系列2は貸借対照表負債の部の退職給付引当金の累計額である。系列3は退職者への退職金の支給額である。このモデルは、国際会計基準により、退職金要支給額100パーセントを充当しているので、十分退職金支給の持分を確保している。

退職給付年金会計は退職時に多額の退職金給与として費用化するのではなく、各年度に費用計上して、利益を平準化しようとするものである。シュマーレンバッハが指摘している諸引当金も、災害の被災金額や事故への保証支払が現実

図表6 退職給付引当金とその支払



化した年度に均等利益を算定できるように引当充当できる会計制度が必要である。

Ⅲ コジオールの収支的貸借対照表

シュマーレンバッハはその貸借対照表の借方の現金と貸方の資本金は与えられているものとした。コジオールは現金そのものの運動を考察して、収支的貸借対照表を導いた。収支的 (pagatorish) なる言葉は彼の作った造語で、パガトリッシュ貸借対照表で、これを動的・収支的貸借対照表と訳すものもある。シュバイツァー (Marcell Schweitzer) はこの理論を4つに特徴づけている¹⁹⁾。

1. 貸借対照表の形式構造の統一的説明
2. 貸借対照表内容の統一的解釈
3. 全ての貸借対照表項目の価値方法の統一的説明
4. 準備金政策の一貫した定式化

貸借対照表の形式構造は組織的単式簿記から導かれる収支的運動貸借対照表である。会計の基礎となる取引は現金に基づいている。貸借対照表間の交換取引を除いて、貸方に現金の減少があった時には借方に費用を認識できる。借方に現金が増えていれば貸方に収益を認識できる。よって、収入と支出の差額が

収支的利益である。コジオールの組織的単式簿記の例を次に示す。複式簿記との比較のため、複式簿記の仕訳を()内に示している。金額を()内に含んでいる記入は組織的単式簿記では記入されない。しかしながら、その意味は費用と収益の発生を確信づけている。

①受取手数料として現金¥50,000を受け取る。

現金収入 (現金)	50,000	(受取手数料	50,000)
-----------	--------	--------	---------

②営業費¥17,000を現金にて支払う。

(営業費	17,000)	現金支出	17,000
------	---------	------	--------

③当期に受取手数料の未収収益として¥20,000を計上する。

前収入 (未収収益)	20,000	(受取手数料	20,000)
------------	--------	--------	---------

④支払家賃の未払分が¥2,000ある。

(支払家賃	2,000)	前支出 (未払費用)	2,000
-------	--------	------------	-------

⑤備品を購入し代金¥30,000を現金にて支払う。

戻し収入 (備品)	300,00	現金支出 (現金)	300,000
-----------	--------	-----------	---------

⑥上記の備品の、当期分の減価償却費は¥1,000である。

(減価償却費	1,000)	後支出 (備品)	1,000
--------	--------	----------	-------

⑦ A 銀行より¥500,000を現金で借り入れた。

債務収入	500,000	償還支出 (借入金)	500,000
------	---------	------------	---------

⑧ A 銀行よりの短期借入金について、利息¥500とともに¥50,000を現金で返済した。

後収入 (借入金)	50,000	相殺支出 (現金)	50,000
(支払利息	500)	費用支出 (現金)	500

これらの取引を収支的運動貸借対照表に集計すると図表7のようになる。この収支的運動貸借対照表について、コジオールは「組織的単式簿記の定義は収支的損益理論から形式に独立している、そして全ての簿記様式、型、手続きに使用できる。期間計算の組織だった決算は期間の全ての収入と支出の総集計を子個々の支払方法で区分している、含意の鋭さのある運動貸借対照表を、一般

的に推薦している。それは他のもの（損益取引）を貸借対照表側にあるもの残高として、期間損益で証明している。収支的運動貸借対照表は貸借対照表の原型として著者が名付けている。それで、決済しない収入と支出の中での貸借対照表本来の内容は自ら分かることになっていて、数字による資料から、運動貸借対照表の原型が直ちに推論される。図表2（本稿の図表7参照）の概観は収支的運動貸借対照表の構造を個々に表している。区別のある支払特性を通じて主要グループⅠとⅡで貸借対照表の両サイドにある。簿記事象の損益特性を通じてさら細区分で区分されている。]²⁰⁾と記している。組織的単式簿記から集計された収支的運動貸借対照表は期間損益を収支差額として表示する。決算整理事項の前払保険料、前受家賃などは期間限定の手続きがなされていなくてはならない。この貸借対照表の借方は収入側である。機械設備の支払で未費用という考えはワルプ（Ernst Walb）の功績で収入概念となった。機械設備は本来的には機械費・設備費の費用性である。ワルプはこれを資産への戻し収入と考えた。このことにより、資産は収入概念で統一できるようになった。図表7のⅠは実際の現金収入と現金支出を意味している。この表のⅡは計算的収入と計算的支出の意味を持っている。ⅠとⅡのそれぞれの収入と支出の差額は期間損

図表7 コジオールの収支的運動貸借対照表

収支的運動貸借対照表			
収入		支出	
I 現金収入		I 現金支出	
a) 収益収入	50,000	a) 費用支出	17,500
b) 留保収入		b) 貯蔵支出	300,000
c) 債務収入	500,000	c) 債務支出	
d) 相殺収入		d) 相殺支出	50,000
II 計算収入		II 計算支出	
a) 前収入	20,000	a) 前支出	2,000
b) 償還収入		b) 償還支出	500,000
c) 戻し収入	300,000	c) 戻し支出	
d) 後収入	50,000	d) 後支出	1,000
		当期利益	49,500
	<u>920,000</u>		<u>920,000</u>

益であり、収支的利益である。コジオールは貸借対照表に関して「貸借対照表の本来的な内容は、有高量にあるのではなく、差し引きされない収入および支出それ自体にある。貸借対照表は未決済の有高を次期に繰越す成果計算の補助手段であるだけでなく、それ自体収支的成果計算である。」²¹⁾としている。

今日のキャッシュフロー計算書は営業活動、投資活動、財務活動の3区分である。コジオールは現金収支を相殺収支を含めて4区分としているが、相殺収支はあるものの取消であるので、実質3区分である。営業活動は収益収入と費用支出、投資活動の留保は資金そのものの運用、貯蔵は用役財の購入支出、財務活動は債務の収入と返済の債務支出と符合する。コジオールの収支的貸借対照表の考えで、再構築した貸借対照表は図表8の通りである。実際の現金収支の運動は貸借対照表ではその残高として借方に置かれる。会計期間の現金収支運動はキャッシュフロー計算書で示される。

今日の会計は概念アプローチで費用収益アプローチし資産負債アプローチであるとされている。資産の本質は〔将来収入〕である。売掛金や貸付金の貸倒が発生したならば、おそらく貸倒引当金の額を超えているので、貸倒額全額の損失を処理する。機械装置が災害で使用できなくなれば全額を除却損で処理する。賃貸建物も家賃収入が期待できなくなれば、減損をする。国際会計基準の影響で導入された減損基準は資産の収入価値からの評価である。建物の評価は成果計算による減価償却によるか、収入価値からの減損によるかである。無形固定資産である、買収差損である営業権の資産性ははなはだ疑問である。買

図表8 資金論思考の貸借対照表

借 方	貸 方
キャッシュ資産 (増加額はキャッシュフロー計算書で示す)	将来の支出(負債)
将来の収入(資産)	残余の支出(資本)

収した企業が収支的利益を獲得できているかが営業権の収入価値からの評価である。この収入価値がなければ即刻減損の処理をする。繰延資産の多くの科目は費用であり、そのものに収入価値を認められない。

図表7の貸方のⅡ計算支出は図表8の貸方の将来の支出と残余の支出に相当する。退職給付年金の国際会計基準は、退職時の一時金支払いの全額を雇用期間中に引き当てておくことを基準としている。この国際会計基準導入前の日本の実務は退職金要支給額の50パーセントまでの充当であった。国際会計基準に対処すれば、この引当への充当損失が多額になり、利益が大幅に下落することになる。ドイツ文献の貸借対照表の借方は積極 (Aktiva)、貸方は消極 (Passiva) との呼称もあり、負債は将来支出という資金のマイナス価値を意味するのである。

会計利益は収支的利益の表出でなければならない。これまでの日本では真实性の原則を唱えていたが、会計が真实性を求めるのは当然で、この原則は他の原則を遵守することと言われ、その内容はなかった。コジオールは将来収入の評価と将来支出の評価を通じて収支的利益を算定することが真实性の原則であるとしている。コジオールは「純粋な取得原価計算は、その構造から、名目的企業資本の貨幣的な計算と報告の機能を満たすことができる」²²⁾とし、実質資本維持は政策として、獲得した収支的利益から資本維持積立金を設定することである。シュミット (Fritz Schmidt) は、彼のこの考えは「積立金政策の役割を、名目的成果計算と実質的資本維持とみている」²³⁾としている。

前期、今期、次期へと会計数値を引き継ぐ連結帯としての貸借対照表の評価問題には損益動態論に立脚するか、収支動態論に立脚するかの議論がある。固定資産の内の機械設備、建物などの償却資産は、損益動態論では減価償却計算をする。収支動態論では、もし其の評価額に収入価値を見いだせなければ減損処理をする。減価償却の簿記手続きには次のような直接法と間接法がある。

(直接法) 減価償却費	40,000	建 物	40,000
(間接法) 減価償却費	40,000	建物減価償却引当金	40,000

間接法の建物減価償却引当金は古い文献の呼称で、今日では減価償却累計額

図表9 減価償却資産の貸借対照表の表示方法

貸借対照表		(貸方)	貸借対照表		(貸方)
(借方)			(借方)		
建物	900,000	減価償却引当金	40,000	建物	860,000

(accumulated depreciation) が用いられている。これらの貸借対照表での表示は図表9のようになる。

貸借対照表への表示方法として、間接法は取得原価とその減価償却累計額がわかり、両者の差額から帳簿上の評価額がわかり、詳細な会計情報であるとされ、間接法が優れていると言われてきた。図9の直接法の表示は収支動態論の表示方法である。この建物小屋が製品・サービスに結合用役となって、将来に渡って建物評価以上の売上代金でもって回収してくれば良い金額である。直接法では表示されない間接法の引当金相当額は秘密引当金 (stille Rückstellung) と呼ばれている。古くは、減価償却引当金にはローマン・ルフチ効果があり、償却完了後には再取得できる、いわゆる自己金融の特質があると言われていたが、今日では顧みられなくなってしまった。しばしば、減価償却費は資金の源泉と錯覚されている。減価償却費は資金の伴わない費用で、非資金取引である。資産の減損の手続きは直接法であり、この直接法による手続きが収支動態論に基づくものである。

負債性引当金とはいかなるものであるか。コジオールは引当金について「引当金は消極（貸方）項目である。これは決算期間に基本的理解として貸借対照表に付け加えるものとして知られ、引当金の額の高さまたは満期は未確定で、そして詳細に決められない債務であるが、費用化またはリスクに役立つ。他人資本の総額を計算する風潮に乗っ取っている。それで、それは秘密積立金で、従って自己資本金に含むことができ、第3者への責任を無条件に導く必要がなく、他の見解の一部を代表する。引当金は、損益依存ではなくて、費用計算項目としての本質から損益決定されている。それは期間損益を減らし、利益利用もまた表していない。」²⁴⁾としている。

引当金に類似しているものに積立金（Rücklagen：準備金とも訳されている）がある。コジオールは「積立金は自己資本の一部である。これは基本金の外へ出しての資本基盤への強化のために決定される。…普通の場合は、積立金は持続する自己資本について、会社だけに現れ、他の会社形態では、会社の自己資本で配当されない利益部分を貸方記入することでできる。」²⁵⁾と。

引当金と積立金の意味を確認した上で、シュマーレンバッハの「設備維持のための積立金」を考察する。シュマーレンバッハは「設備の維持に対する引当金は、戦争や角の作業の様な障害の為に普通の維持が妨げられるとき行われるのである。…設備維持に対する引当金はときには単なる引当金でないこともある。ときにはこれ以外に修正勘定でもあるともあり、また積立金であることもある。引当金はこれを過度に設定することによって積立金の性質を帯びてくる。」²⁶⁾と。設備財の減価償却引当金は過年度に支出し、費用化すべきもの期間配分して平準化利益を算定するもので、再調達機能はない。ならば「設備維持のための引当金」は設備財の再調達ができるように、利益を圧縮して引当てようとするものである。現在の日本の税法ではこの充当費用は損金不算入として扱われるであろう。だが、2倍償却を定めた税法を有する国もある。コジオールは収支的利益より設備維持積立金とし、この利益は税引き後であり、会社の政策により設定できる。設備財はやがて老朽化し、必ず再調達の時が来て、その調達額が以前の数倍に及ぶことがしばしばであり、企業には設備維持の政策が不可欠で、シュマーレンバッハの引当金か、コジオールの積立金かの方法がある。収支の観点から、この引当金は新しく設備を調達した時、設備資産に振り返られて消滅する。積立金の場合には再調達時に何らかの資産から振替えられて、積立金は自己資本の部に保持される。

シュマーレンバッハは訴訟引当金について「動的論者は訴訟に際しては、その訴訟を起こす原因となった経営の行為の利益を受けた年に負担せしめんとする。場合においてはある訴訟はずっと後の日になることがあり、またすでに前の諸年の貸借対照表は締切られているのである。訴訟の原因となった固有の年を最早引入れることはできないから、訴訟の危険歩合を少なくとも早く用意し

て、訴訟の結果支払うこととなったり、債権を喪失したりして始めて費用とすることをしないのが慎重の原則に最も適合するものと信ずることとなる。]」²⁷⁾とし、事前に引き当てておくとしている。収支的には訴訟があるかどうかは確定していないので、将来支出も未確定である。

損益動態論に立脚するシュマーレンバッハは、損益計算は1会計期間の期間損益に加えて、その期間の前後の超期間損益があるとしている。今日、包括利益 (comprehensive income) の表示が求められている。超期間損益こそ包括損益 (comprehensive income (loss)) である。科学的領域の損益計算は貸借対照表の収支的価値と密接に関係していなければならない。図表10は成果動態論と収支動態論の二元に立脚した、今日的基本財務諸表の体系である。超期間損益意見書は現在時点で過去と将来において損益の発生を認識できたが収支的価値の無いものである。よって貸借対照表に影響しないものである。日本の商法による損益計算書は経常損益の部と特別損益の部の構成となっており、適切な区分である。超期間損益で決済または実現したものは特別損益に符合する。特別利益としては、土地を売却したときの固定資産売却益、火事に対する火災

図表10 二元的な基本財務諸表の体系

貸借対照表 x1.12.31		キャッシュフロー計算書 x2.1.1~x2.12.31		貸借対照表 x2.12.31	
キャッシュ	将来支出	営業	100	40	キャッシュ +15
				60	将来支出
将来収入	資本	投資	10	30	将来収入
				-20	資本 +110
		財務	5	30	
				-25	
				(キャッシュ純増 +15)	
		損益計算書 x1.1.1~x1.12.31		超期間損益意見書	
		経常	800	1000	超期間費用
			200		超期間収益
		超期間	100	10	
			-90		
			(当期純利益 +110)		

保険の保険差益などがある。土地の値上がりは過年度の長期間にわたって発生してきた。火災は偶発的に起こり、10年、20年のスパンで考えられている。両者ともに収入をともなっている。特別損失には固定資産売却損、火災損失に加えて、建物の減損を超期間的損失とする。〔設備維持のための引当金〕は会社経営者の計画であり、これが課税当局から損金として認められない限り、図表10の超期間的損益意見書に書くものである。〔設備維持のための積立金〕の場合は利益処分として資本の部内で振替処理をする。訴訟引当金は実際に訴訟が提起され、支払予定日、金額が分かり次第、その金額を支払日までの期間で按分した金額を超期間損失の部にその充当額として計上する。決して、経常損益内には計上しない、訴訟の損害賠償金関連を経常損益にしないことで、営業利益や経常損益の期間比較が可能となるのである。偶発対応の訴引当金は超期間損益意見書の損失側にその充当額を計上する。超期間損益意見書は収支的価値に疑問があり、これに基づく貸借対照表作成は会計利益の信頼性を損ねる。超期間損益計算書は株主への、経営環境に対するリスクに関する将来の財政状態の説明に役立ち、配当要求に対抗する資料にもなる。シュマーレンバッハの引当金は過度の設定であるとの批判があるが、実際の発生基準による費用にはリスクに対する偶発費用を考慮していないので、リスクが顕在化すると倒産してしまう場合がある。こうした、超期間のリスク発生費用の損益計算の意見書の開示が待たれている。

Ⅳ 結 語

21世紀になり、会計ビッグバーン現象が出現した。従前の取得原価主義や損益計算重視の会計、経験的な一般に認められた会計原則から、会計は概念アプローチになり、その概念は費用収益アプローチと資産負債アプローチである。この二つのアプローチはそれぞれシュマーレンバッハとコジオールが会計理論として体系化していた。会計計算は正しいが、会社は倒産して、投資家・債権者が損害を被るようでは会計制度としてこのましくない。シュマーレンバッハ

は損益理論の中で、即ち負債の部に引当金を設けることにより、極めて慎重な会計の仕組みを理論構成している。価格変動に対処するにも引当金をも提言している。資産や負債の会計価値は貨幣価値の収入性と貨幣価値による支払性である。倒産にいたった企業の資産の清算価値は帳簿金額より遙かに少ないのが常であった。今日叫ばれている、資産・負債アプローチの内容はコジオールの収支的価値と同価である。資産・負債アプローチはこの評価を通じて、資本の部に収支的価値としての資本を形成する。収支的利益を様々な積立金に振り替えて、経営環境の危機を乗り越え、企業の継続性を高め、債権者と投資家へ会計情報を開示する。収支的利益が信頼性の高い利益で、積立金で自己資本比率を高めた企業がまた安全性の高い企業である。

注

- 1) シュマーレンバッハ著、土岐正蔵訳『動的貸借対照表論』森山書店、昭和16年、70頁、参照。
- 2) 同上書、70頁、参照。
- 3) 同上書、71頁、現代表記にした。
- 4) 同上書、156頁。
- 5) 同上書、156頁。
- 6) 同上書、157頁。
- 7) 同上書、157頁。
- 8) 同上書、157頁。
- 9) 同上書、158頁。
- 10) 同上書、158頁。
- 11) シュマーレンバッハ著、土岐正蔵訳『12版・動的貸借対照表論』森山書店、昭和46年、46頁。
- 12) 同上書、54頁。
- 13) 同上書、87頁。
- 14) 同上書、93-94頁。
- 15) 同上書、96-106頁。
- 16) 同上書、106-132頁。
- 17) 同上書、169-172頁。
- 18) 同上書、174-180頁参照。
- 19) シュヴァイツァー著、興津裕康監訳『貸借対照表の構造と機能』森山書店、

[論文] 二つの動態論に基づく財務諸表 (町田)

1992年, 183頁。

- 20) Erich Kosiol, *Handwörterbuch des Rechnungswessens*, C.E.Poeschel Verlag Stuttgart,1970, S.284. 引用文内の「(本稿の図表7参照)」は筆者が*付した。
- 21) シュヴァイツァー著, 同上書, 183頁。
- 22) シュヴァイツァー著, 同上書, 184頁。
- 23) シュヴァイツァー著, 同上書, 185頁。
- 24) Erich Kosiol, *op.cit.*, S.1544.
- 25) Erich Kosiol, *op.cit.*, SS1536-1537.
- 26) シュマーレンバッハ著, 土岐正蔵訳『12版・動的貸借対照表論』森山書店, 昭和46年, 176-177頁。
- 27) 同上書, 178-179頁。